

令和 8 年 2 月 2 0 日

競争入札参加資格停止処分について

標記の件について、下記業者の参加資格を停止処分としました。

記

1. 参加資格停止処分決定の理由等

公正取引委員会は、東海旅客鉄道株式会社及び「特定跨線橋点検等業務」の入札等の参加業者が、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 1 2 月 1 9 日、6 社に排除措置命令、うち 5 社に課徴金納付命令を行った。また同日、公正取引委員会は本件に係る課徴金減免制度の適用事業者として 3 社を公表した。

行政処分を受けた 6 社のうち、瑞穂市入札参加資格者名簿登録業者は、丸栄調査設計株式会社、ジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタンツ株式会社、株式会社トーニチコンサルタンの 4 社であり、このうちジェイアール東海コンサルタンツ株式会社、大日コンサルタンツ株式会社、株式会社トーニチコンサルタンの 3 社は、課徴金減免制度適用事業者として公表された業者である。

2. 入札参加資格停止措置

資格停止期間：瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成 1 5 年瑞穂市訓令第 1 5 号）別表第 2 第 2 号及び第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり参加資格停止と決定した。

資格停止業者	委任先	所在地	資格停止期間
丸栄調査設計株式会社	—	三重県松阪市大口町102番地2	令和8年2月20日から令和8年7月19日まで（5か月）
ジェイアール東海コンサルタンツ（株）	—	愛知県名古屋市中村区名駅5-33-10	令和8年2月20日から令和8年5月4日まで（2.5か月）
大日コンサルタンツ（株）	—	岐阜県岐阜市藪田南3-1-21	令和8年2月20日から令和8年5月4日まで（2.5か月）
（株）トーニチコンサルタンツ	岐阜事務所	岐阜県岐阜市市橋五丁目5番10303号	令和8年2月20日から令和8年5月4日まで（2.5か月）

参考

瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱

別表第2

措置要件	資格停止期間
（独占禁止法違反） 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、行政処分を受け、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から3月以上5月以内

（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例）

第4条 略

2 市長は、別表第2第2号及び第3号に掲げる措置要件に該当した登録業者が独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定により同条第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあっては、当該登録業者の資格停止の期間を、第2条、第3条（第3項を除く。）及び前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。